

第 7 期

事業報告及び計算書類

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事業報告

第 7 期

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事業報告

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は、先進国を中心に緩やかに回復してきました。米国では金融緩和政策の継続が好感され、欧州でも南欧諸国の債務問題が根強く残存するものの、全体としては底打ちから緩やかな持ち直しへと転じつつあります。アジア諸国においても、中国の成長ペースに鈍化が見込まれるものの堅調な成長率を維持しております。国内経済は、景況感の改善による消費増加や企業収益の増加から設備投資が持ち直し、景気回復の動きが見られました。東京港の外貿コンテナ貨物の取扱高においても、世界及び国内経済の緩やかな回復等を受け、コンテナ貨物取扱高は、過去最高を記録しました。

このような事業環境の中で、当社は、東京港の基幹航路を維持し国際競争力をさらに強化するために、新たなコンテナターミナル整備に向けた借受候補者調整、埠頭貸付料の低減、集荷支援の強化や早朝ゲートオープンなどの取組のほか、お客様のニーズを的確に捉えた設備補修や計画的な施設改修の実施、ガントリークレーンの更新を行うなど、お客様が使いやすい港を目指し、より良いサービスの提供に努め、外貿埠頭の稼働率100%を堅持しました。また、「国際コンテナ戦略港湾」への取組として、特例港湾運営会社の指定申請を行い、平成26年1月に指定を受けました。

建設発生土有効利用、環境保全、フェリーターミナルビル運営等事業では、事業を着実に実施するとともに、お客様のニーズを捉えたサービスを提供してきました。

海上公園などの指定管理者関連事業では、お客様の視点に立った利用者サービスの向上や各種イベントによる賑わい創出など、実績に基づく豊かな経験を活かした管理運営を行なっており、一方で、施設の管理水準の向上を図るため、効率的な管理運営により得られた利益を活用し、園路舗装等の施設改修や樹木剪定等の追加により、施設の魅力を向上させる取組を行いました。また、平成 25 年度から若洲海浜公園の第2期指定管理者として引き続き選定され、事業を実施しました。

これらの事業運営の結果、各事業の収支は以下のとおりになりました。

① 外貿埠頭事業

当期の外貿埠頭事業は、建設事業として大井コンテナ埠頭、青海コンテナ埠頭のコンテナクレーン製作工事等を実施しました。また、大井・青海コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭、品川・青海公共コンテナ埠頭及び密接関連事業を含めた外貿埠頭の管理によるス

ケールメリットを活かし、お客様の視点に立ったサービスと管理運営に取り組みました。これにより営業収益は10,828百万円、一方、営業費用は業務管理費及び一般管理費として1,792百万円、維持修繕費は1,076百万円、減価償却費は3,630百万円となりました。

総収益は、10,888百万円となり、総費用は、6,712百万円となりました。

② 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、東京都内の公共事業から発生した建設発生土を受け入れ、新海面処分場及び中央防波堤外側処分場等の基盤整備の材料として有効利用を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施しました。また、水底土砂有効利用事業として、東京港の浚渫土砂を千葉沖の深掘部への環境改善事業として有効利用しました。これらの事業により総収益は6,501百万円となりました。一方、総費用は、工事費、管理経費と合わせて6,467百万円となりました。

③ 環境保全事業

環境保全事業では、東京港内の水域の清掃船による海上清掃事業や船舶から出る廃油の回収事業を実施し、東京港内の汚染防止事業を実施しました。また、羽田空港周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全するとともに、都民が海釣り等のレクリエーションを楽しめるよう維持管理を実施しました。

総収益は278百万円となりました。一方、総費用は、清掃船舶の運航経費や浅場の稚魚放流事業等を含め266百万円となりました。

④ フェリーターミナルビル等運営事業

フェリーターミナルビル等の運営事業では、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャーシープール等の賃貸・管理を実施し、貸付料収入他として総収益は387百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など総費用は240百万円となりました。

⑤ 指定管理者関連事業等

指定管理者関連事業では、海上公園等の維持管理の他、船舶への給水事業等を実施し、総収益は2,443百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など総費用は2,252百万円となりました。

以上、当期の営業収益合計は、20,266百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費15,748百万円を減じた営業利益は4,517百万円となりました。

営業利益に受取利息を含む営業外収益216百万円を加算し、支払利息を含む営業外費用166百万円を減算した経常利益は4,567百万円となりました。

さらに、補助金収入の特別利益と固定資産除却損等の特別損失を、それぞれ加減算した税引前当期純利益は4,560百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は2,811百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

東京港は、16年連続日本一のコンテナ貨物取扱量を記録しており、首都圏4千万人の産業と生活を支える物流基地として重要な役割を担っています。しかし、今後、国内・世界の港湾運営をリードする東京港としてさらに発展していくためには、港湾管理者などの関係者と協力して、より質の高いサービスを提供し利便性を高め、船社・港運事業者を始めとするお客様に東京港が選ばれ続ける港となるよう取り組んでいく必要があります。海上公園などの指定管理施設等においては、世界各国から来訪するお客様が、港の景観や水・緑に親しみながら快適に憩うことができる空間を提供することができるよう、利用者サービスを向上させる様々な取組を進めていくことが必要です。

そのために、当社は、新たなコンテナターミナルや埠頭背後機能を強化する関連施設の整備、新たに内貿ユニットロード埠頭の運営に進出するなど、経済動向やニーズに対応した埠頭施設を提供していきます。また、ターミナル周辺道路の渋滞対策に資するゲートオープン時間の拡大や顧客ニーズに基づくサービスの充実を図るなど、東京港の利用促進に繋がる様々なサービスを提供するとともに、予防保全型維持管理や省エネ設備を積極的に導入するなど、技術力を活かして安全かつ環境にやさしい施設を提供していきます。

建設発生土有効利用事業、環境保全事業、フェリーターミナルビル等運営事業については、引き続き効率的かつ確実な事業実施並びにお客様サービスの向上に取り組みます。

海上公園などの指定管理者関連事業においては、お客様が安全かつ快適に過ごせるレクリエーション空間を提供する取組を推進するとともに、都民、住民と連携・協働し臨海エリアの賑わいを創出する事業を展開し、お客様に信頼されるサービスを提供していきます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律等に基づく事業を実施したほか、下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	埠頭名	内容	実施額
法律に基づく事業	大井コンテナ埠頭	コンテナクレーン製作工事等	760
その他事業	青海地区等	コンテナクレーン製作工事等	1,390
合計			2,150

* 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律及び港湾法に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金、港湾管理者無利子借入金、特別転貸債借入金、自主財源で構成され、資

金調達額については、下表のとおりとなっております。

国庫金転貸無利子借入金	252,000 千円
港湾管理者無利子借入金	252,000 千円
特別転貸債借入金	128,000 千円
合 計	632,000 千円

上記以外は自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (当事業年度)
営 業 収 益	百万円	17,189	17,970	20,266
経 常 利 益	百万円	3,208	4,160	4,567
当期純利益又は当期 純損失(△)	百万円	1,872	2,524	2,811
一株当たり当期純利益 又は一株当たり当期純 損失(△)	円	3,489	4,704	5,238
総 資 産	百万円	76,770	76,888	77,036
純 資 産	百万円	37,119	39,644	42,455

(5) 主要な事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目4番24号
臨港サービス事務所	東京都品川区八潮一丁目1番3号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目8番6号
公園センター	東京都港区台場一丁目4番地

(6) 事業内容

- ① 外貿埠頭事業
- ② 建設発生土有効利用事業
- ③ 環境保全事業
- ④ フェリーターミナルビル等運営事業
- ⑤ 指定管理者関連事業等

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
188人	△1人	48.9歳	14.8年

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海ホールディングス	12,000百万円	グループ会社の経営管理	東京臨海熱供給株式会社・株式会社ゆりかもめ・株式会社東京テレポートセンター・株式会社東京ビッグサイト

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借入先	借入金残高
国土交通省	9,440,527千円
東京都	16,877,338千円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 536,754株
普通株式 480,200株
甲種類株式 56,554株

- (2) 株主数 2名

(3) 株主の状況

株主名	持株総数	うち普通株式	うち甲種類株式
東京都	296,654株	240,100株	56,554株
株式会社東京臨海ホールディングス	240,100株	240,100株	

(4) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	平野 裕司	
常務取締役	尾田 俊雄	(八丈島空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長(非常勤))
常務取締役	坂内 顕宏	
取締役 (非常勤)	池田 潤一郎	(株式会社商船三井取締役専務執行役員)
取締役 (非常勤)	鈴木 実	(一般社団法人日本港運協会理事長)
取締役 (非常勤)	多羅尾 光睦	(東京都港湾局長)
監査役	笹川 文夫	(東京都港湾局港湾経営部長)

(注) 1 当期中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任取締役

平成 25 年 4 月 1 日 平野 裕司

平成 25 年 7 月 16 日 坂内 顕宏

※ 取締役平野裕司は、平成 25 年 4 月 1 日付で代表取締役社長に就任しております。

※ 取締役坂内顕宏は、平成 25 年 7 月 16 日付で常務取締役に就任しております。

(2) 退任取締役

平成 25 年 7 月 15 日 井澤 勇治

2 監査役笹川文夫氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	池田 潤一郎	当期開催の取締役会8回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鈴木 実	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	多羅尾 光睦	当期開催の取締役会8回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	笹川 文夫	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	4人	42,753千円	株主総会承認限度額 50,000千円
合計	4人	42,753千円	

注 期末現在の人員は、取締役6名、監査役1名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

ア 取締役については、無報酬の非常勤取締役3名が存在していること。

イ 平成25年7月15日に辞任した代表取締役副社長1名を含んでいること。

ウ 監査役については、無報酬であること。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 10,500千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等

平成 20 年 3 月 21 日に開催した第 1 回取締役会において決議した内部統制システム基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制等を次のとおり整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、社会人としての自覚を持ち、高い倫理観と道徳観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう、法令遵守の手引を定めております。
 - ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。
 - ④ また、法令遵守上、疑義ある行為について、使用人が社内通報窓口を通じ、直接、取締役会又は監査役に通報できる制度を整備しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切に保存・管理し常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
 - ② また、会社が保管する情報は、法令の定めや「情報公開要綱」に基づき、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」を作成し、当社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
 - ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えるものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。

- (5) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命します。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得るものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して速やかに報告するものとし、報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定しております。
- ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行っております。